

【介護保険係】窓口申請時の本人確認書類について

1 要支援・要介護認定申請

申請には対象者の介護保険被保険者証の原本の提出が必要です。

来庁者の本人確認書類は不要です。

2 1 以外の申請（負担限度額認定申請、再交付申請、送付先変更申請など）

① 対象者が来庁される場合

顔写真付きの本人確認書類 1 点または顔写真無しの本人確認書類 2 点

② 代理人（対象者の同居同一世帯の方）が来庁される場合

代理人の顔写真付きの本人確認書類 1 点または顔写真無しの本人確認書類 2 点

③ 代理人（②以外の方）が来庁される場合

委任状及び代理人の顔写真付きの本人確認書類 1 点もしくは顔写真無しの本人確認書類 2 点

ただし、対象者の介護保険被保険者証の原本をお持ちであれば、委任状代わりとして取り扱います。

※ 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など、公的機関が発行したものや、学生証、キャッシュカードなど本人しか所持し得ないものを指します。